

第4回

淀江町誌編さん委員会

平成28年3月18日(金)

午前9時30分～

淀江支所 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

・平成27年度事業報告について

(2) 協議事項

・平成28年度事業計画について

・その他

4 その他

5 閉 会

## 淀江町誌編さん委員会名簿

区分	氏 名	備 考
委 員	田口 立身	委員長
	森田 辰男	職務代理者
	田中 秀明	
	角 昌之	
	小原 貴樹	
事 務 局	長谷川 晋也	編集長
	野坂 直史	事務員
文 化 課	岡 雄一	文化課長
	下高 瑞哉	文化課課長補佐
	山内 央江	文化課主幹
淀 江 支 所	王島 茂	淀江支所長
	山根 広三	よどえまちづくり推進室長
	松本 充	よどえまちづくり推進室主幹

「続 淀江町誌」編さん事業

## 平成27年度事業報告

- 4月 淀江町誌編さん組織（編集担当設置）の協議（内部作業）
- 5月 淀江町誌編さん室設置準備（内部作業）
- 6月 淀江町誌編さん資料調査（内部作業）  
（旧淀江町職員に事業のアンケート調査を実施）
- 7月23日 淀江町誌編さん委員会の事前協議
- 8月3日 淀江町誌編さん室開所式  
（市長あいさつ、看板設置：米子市淀江支所）
- 7日 第1回淀江町誌編さん委員会開催  
（町誌名称、設置要綱・基本計画、目次の協議・決定）
- 9月24日 町誌編さん事業検討会（内部会議）  
（進捗状況報告・意見交換、仕様書案）
- 10月14日 町誌編さん事業検討会（内部会議）  
（目次・項目案のピックアップ作業）
- 10月27日 第2回淀江町誌編さん委員会開催  
（仕様書、目次・記載内容の協議・決定）
- 12月24日 第3回淀江町誌編さん委員会開催  
（執筆者候補、記述表記要領の協議・決定）
- 3月18日 第4回淀江町誌編さん委員会（予定）  
（町誌編さん事業報告及び事業計画案）

「続 淀江町誌」編さん事業

平成28年度事業計画

- 4月 第5回淀江町誌編さん委員会  
(執筆者報告、今後の方針)
- 7月 第6回淀江町誌編さん委員会  
(執筆状況報告、挨拶原稿、表題原稿の協議)
- 8月31日 ※「続 淀江町誌」原稿締め切り
- 10月 第7回淀江町誌編さん委員会  
(原稿内容、集約確認、入札内容の協議)
- 1月 第8回淀江町誌編さん委員会  
(町誌発刊、広報、販売内容の協議)
- 3月 第9回淀江町誌編さん委員会  
(淀江町誌編さん事業完成後の方針の協議)

※なお、開催日程については、都合により前後する場合があります。

## 「続淀江町誌」原稿作成業務委託契約書(案)

米子市（以下「甲」という。）と【執筆者】（以下「乙」という。）とは、「続淀江町誌」原稿作成業務の処理について、次の条項により委託契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は、「続淀江町誌」原稿作成業務の処理を乙に委託し、乙は、これを受託した。

### （委託業務の処理）

第2条 乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところにより、前条の業務（以下「委託業務」という。）を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めるもののほか、甲の指示に従い、委託業務を処理しなければならない。

### （処理期限）

第3条 委託業務の処理期限は、平成28年 月 日とする。

### （筆耕手数料）

第4条 甲は、乙に対して筆耕業務の処理に要する経費（以下「委託料」という。）として、次に定める単価に納入された原稿の分量を乗じて得た金額を支払うものとする。

（1）原稿の単価 1頁あたり2,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### （筆耕手数料の支払）

第5条 乙は、6条の確認を受けた後、甲に対して委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に、甲の定める方法により、当該請求に係る額の委託料を乙に支払うものとする。

### （完了報告）

第6条 乙は、委託業務の処理を完了したときは、速やかに委託業務完了報告書及び仕様書に定める成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

### （成果品の所有権等）

第7条 成果品の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

2 成果品の所有権は、前条の規定により成果品を引き渡した時に、甲に移転するものとする。

3 前項の規定による所有権の移転前に生じた紛失、損傷その他の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由による場

合は、この限りでない。

(成果品の自由利用)

第8条 甲は、第6条の規定による引渡しを受けた成果品を自由に利用することができる。この場合において、乙は、甲に対していかなる対価も請求することができない。

(処理状況の調査)

第9条 甲は、委託業務の処理状況について、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査をすることができる。この場合において、乙は、これに従い、又は協力しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も、同様とする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約を完全に履行しないとき、又はこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

第14条 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であることが明らかになったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を雇用したとき。
- (2) 暴力団員をその役員若しくは代表者又はその経営に事実上参加する者（非常勤の者を含む。）としたとき、その他その経営に参加させたとき。
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対し金銭、物品その他の財産上の利益を与えたとき。
- (4) 資金等の提供、便宜の供与等により、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (5) 前2号に定めるもののほか、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行ったとき、又はこれらと密接な関係を有することとなったとき。
- (6) 代理、あっせん、仲介、交渉等のため、又は問題を解決するために暴力

団又は暴力団員を利用したとき。

(7) 乙若しくは第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員を利用したとき。

(8) 暴力団又は暴力団員と物品の製造、原材料の購入その他の業務（この契約の履行のためにするもの以外のものを含む。）に係る契約（委託業務の下請又は再委託に係る契約を含む。）を締結したとき。

3 甲は、乙が前項各号のいずれかに該当する行為を行った者を相手方として物品の製造、原材料の購入その他の業務に係る契約を締結したことが明らかになったときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、前3項の規定によりこの契約を解除されたため損害を受けることがあっても、甲に対し、その賠償を請求することはできない。

（履行の請求）

第15条 甲は、前条の規定によるこの契約の解除権を行使しないで、乙にこの契約の履行を請求することができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

（損害賠償）

第16条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため若しくはこの契約に違反したため又は業務の処理に関し甲又は第三者に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるとき、又は甲が乙の責めに帰することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（疑義等の決定）

第17条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月 日

甲 米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 野坂康夫

乙

(別紙)

仕 様 書

- 1 筆耕業務の内容  
「続淀江町誌」の原稿作成
  
- 2 成果品  
「続淀江町誌」  
第○章【○○】関係の原稿（                    ）  
原稿○○頁（1頁：46字×17行）



## 業務完了報告書

米子市長 野 坂 康 夫 様

次のとおり筆耕業務が完了したので報告します。

平成28年 月 日

住所  
氏名

1 委託業務名 「続淀江町誌」原稿作成業務

2 委託業務の内容  
「続淀江町誌」の原稿作成

成果品

「続淀江町誌」  
第〇章【〇〇】関係の原稿（ ）  
原稿〇〇頁（1頁：46字×17行）

3 委託業務処理期間  
平成28年4月 日 ～ 月 日